

岐阜聖徳学園大学と尾張旭市教育委員会
との連携協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、岐阜聖徳学園大学（以下「甲」という。）と尾張旭市教育委員会（以下「乙」という。）が、岐阜聖徳学園大学学生（以下「学生」という。）の小学校、中学校の教育現場における実践的指導力を育成するとともに、尾張旭市の教育の発展に資する事業を実施するため、相互の持つ機能を活用し、甲乙が連携し、双方の教育成果の確かな実現に寄与することを目的とする。

(連携の内容)

第2条 甲と乙との間で連携協力して行う内容は、次のとおりとする。

- (1) 「教育実習」に関すること
- (2) 「学校インターンシップ」に関すること
- (3) 教職員の資質向上研修等に関すること
- (4) その他、第1条の目的に資するもので双方が必要と認める事項に関すること

(実施方法)

第3条 乙は、甲の依頼を受け、学生が「教育実習」及び「学校インターンシップ」（以下「教育実習等」という。）を実施する市立の小学校、中学校（以下「実習校」という。）の実習期間、受け入れ方法等を決定する。

第4条 甲は、教育実習等を実施するにあたり、乙及び実習校と十分な協議をするものとする。

第5条 甲は、乙の依頼に基づき、乙の実施する市立の小学校、中学校の教職員に対する資質向上研修の講師として、甲の教員を派遣する。

- 2 甲は、乙の依頼に基づき、本条第1項の他、市立の小学校、中学校の教育の充実に寄与できる事項について協力する。

(経費)

第6条 教育実習等に必要な教科用図書、学生が自作する教材教具及び消耗品等については、甲又は学生が負担する。ただし、実習校の指示要望があった場合は、この限りではない。

(事故防止等)

第7条 甲、乙及び実習校は、教育実習等の期間中に事故が発生しないよう十分な協議をするものとする。

- 2 教育実習等の期間中に発生した事故については、乙の管理する施設等に起因するものを除き、甲が対応する。
- 3 甲は、学生が教育実習等を実施するに当たり、当該学生を対象とした学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入するものとする。

(学生の服務等)

第8条 甲は学生に対し、教育実習等の期間中における服務（言動）を次の各号について十分に指導する。なお、不適切な言動があった場合は、乙又は実習校の依頼に基づいて懲戒を含め適切な指導を行う。

- (1) 全力をあげて教育実習等に専念すること
- (2) 法令、実習校の約束等に従い、かつ実習校の指示に従うこと
- (3) 甲、乙及び実習校の信用を傷つけ、またその全体の不名誉となるような行為をしてはならないこと
- (4) 教育実習等の期間中に知り得た秘密、個人情報等は他に漏らさないこと

(連絡会議)

第9条 甲と乙は、第1条に定める目的を追求し、活動を円滑に推進するため、連絡会議を設置する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の3か月前までに、甲と乙が協議の上、更に3年間更新することができる。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年11月17日

甲 岐阜聖徳学園大学

学長

観山正起



乙 尾張旭市教育委員会

教育長

河村晋

